

正 誤 表

2021 年 9 月

貸金業務取扱主任者「全国公開模試&直前 5 点アップ講座」リーフレットに誤りがありました。
謹んでお詫びし下記の通り訂正いたします。

●リーフレット P.2（全国公開模試 本試験的中実績）
＜貸金業法＞

本試験【問題 1】 貸金業法上の用語の定義等に関する次の a～d の記述のうち、その内容が適切なものの個数を①～④の中から 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。 b 資金需要者等とは、資金需要者である顧客又は債務者をいい、保証人となろうとする者及び保証人は、資金需要者等に含まれない。 c 個人信用情報とは、資金需要者である顧客又は債務者の借入金の返済能力に関する情報をいう。 ① 1 個 ② 2 個 ③ 3 個 ④ 4 個	公開模試【問題 1】 貸金業法上の用語の定義等に関する次の a～d の記述のうち、その内容が適切なものの個数を①～④の中から 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。 c 資金需要者等とは、資金需要者である顧客もしくは保証人となろうとする者、又は債務者もしくは保証人をいう。 d 個人信用情報とは、個人を相手方とする貸付けに係る契約（極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。）又は保証契約に係る貸金業法第41条の35（個人信用情報の提供）第1項各号に掲げる事項をいう。 ① 1 個 ② 2 個 ③ 3 個 ④ 4 個
---	---

本試験【問題 21】 次の①～④の記述のうち、貸金業法第 13 条の 2（過剰貸付け等の禁止）第 2 項に規定する個人過剰貸付契約から除かれる契約として貸金業法施行規則第 10 条の 21 で定めるものに該当しないものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。 ② 自動車の購入に必要な資金の貸付けに係る契約のうち、当該自動車の所有権を貸金業者が取得し、又は当該自動車が譲渡により担保の目的となっているもの ③ 個人顧客のために担保を提供する者の居宅を担保とする貸付けに係る契約であって、当該個人顧客の返済能力を超えないと認められるもの（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該居宅の価格の範囲内であるものに限る。）	公開模試【問題 9】 次の a～d の記述のうち、貸金業者 A が個人顧客 B との間で締結する貸付けに係る契約が貸金業法第13条の2（過剰貸付け等の禁止）第2項に規定する個人過剰貸付契約から除かれる契約として貸金業法施行規則第10条の21に定める契約に該当するものの組み合わせを①～④の中から 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。 c B の居宅を担保とする貸付けに係る契約であって、B の返済能力を超えないと認められるもの d 自動車の購入に必要な資金の貸付けに係る契約のうち、当該自動車が譲渡により担保の目的となっているもの ① a b ② a d ③ b c ④ c d
---	--

<民法>

本試験【問題 29】

意思表示に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。なお、本問における契約等は、2020年4月1日以降に行われているものとする。

- ③ Aは、Bの強迫により、Bとの間でBに甲建物を売却する旨の売買契約を締結し、AからBへの甲建物の所有権移転登記を経た後、Bは、この事情を知らず、かつ、知らないことに過失のない第三者Cに甲建物を売却した。その後、Aは、強迫による意思表示を理由としてA B間の売買契約を取り消した。この場合、Aは、その取消しをCに対抗することができない。
- ④ Aは、実際には甲建物をBに売却する意思がないのに、Bと通謀して、Bに甲建物を売却する旨の虚偽の売買契約を締結し、AからBへの甲建物の所有権移転登記を経た。その後、Bは、この事情を知っている第三者Cに甲建物を売却した。この場合、Aは、Cに対し、A B間の売買契約が虚偽表示により無効であることを主張することができない。

公開模試【問題 30】

Aが所有する甲土地の売却に係る意思表示に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ② Aは、実際には甲土地をBに売却する意思がないのに、Bと通謀して、Bに甲土地を売却する旨の虚偽の売買契約を締結し、AからBへの甲土地の所有権移転登記を経た。その後、Bは、この事情を過失によって知らなかったCに甲土地を売却した。この場合、Aは、Cに対し、A B間の売買契約が虚偽表示により無効であることを主張することができない。
- ④ Aは、Bの強迫により、Bとの間でBに甲土地を売却する旨の売買契約を締結し、AからBへの甲土地の所有権移転登記を経た後、Bは、この事情を過失なく知らなかった第三者Cに甲土地を売却した。その後、Aは、強迫による意思表示を理由としてA B間の売買契約を取り消した。この場合、Aは、その取消しをCに対抗することができない。

<貸金業法>

本試験【問題 17】

次の①～④の記述のうち、貸金業法第 6 条（登録の拒否）第 1 号各号のいずれにも該当しないものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ④ 株式会社であって、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定のいずれも受けておらず、その純資産額が 3,000 万円である者

テーマ 06 登録拒否事由（抜粋）

【その 1 （必要的取消事由、ただし②③は除く）】

- ① 精神の機能の障害により貸金業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（2020 年改正） ●9-12-④、12-2-① 主任者⇒●10-19-①
- ② 破産者で復権を得ないもの 復権を得れば登録可能 ●10-2-①、13-2-a
- ③ 登録を取り消された者又は取り消された法人の役員であった者（その取消しの日前 30 日以内に在任した者に限る）でその取消しの日から 5 年を経過しない者
●9-2-②、10-2-②、11-16-①、12-2-③、13-2-d ◆ヒツカケ！ 60 日
- ④ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 ●7-2-③、11-16-③、13-2-c

【その 2 （任意的取消事由）】

- ④ 純資産額が 5000 万円に満たない者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた者を除く） ●9-2-④

本試験【問題 18】

貸金業法第 8 条（変更の届出）に関する次の①～④の記述のうち、その内容が適切でないものを 1 つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ③ 貸金業者は、営業所又は事務所に置いた貸金業務取扱主任者がその登録の更新を受けたときは、その日から 2 週間以内に、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。
- ④ 貸金業者は、その業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所又は事務所のホームページアドレスを変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を登録行政庁に届け出なければならない。

テーマ 04 3 つの届出制

2. 登録事項「変更の届出」 ●10-16、11-2、12-3、13-17、14-2

【覚え方！】営業所・事務所関係は「あらかじめ」届出！その他は 2 週間以内

変更する記載事項	届け出時期
営業所・事務所等の名称・所在地・連絡先電話番号/URL/メールアドレス等	あらかじめ
商号・役員/政令で定める使用人/主任者等の氏名・業務の種類・方法・他に行っている事業の種類等	変更の日から 2 週間以内

本試験【問題 34】

相続に関する次の①～④の記述のうち、民法上、その内容が適切なものを1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

- ③ 被相続人の配偶者のみが相続人となる場合、当該配偶者は、遺留分として、被相続人の財産の2分の1に相当する額を受ける。
- ④ 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から6か月以内に、相続について、単純もしくは限定の承認又は放棄をしなければならない。

テーマ 26 相続（抜歯）

2. 相続の承認と放棄

（熟慮期間：相続人が相続開始を知った日から3ヵ月以内に行う必要あり ●11-34-①）

承認	単純承認 [※] 1	被相続人の一切の権利義務を承継 ●7-41-①、10-40-②、12-41-②
	限定承認 [※] 2	相続財産の限度で被相続人の債務を弁済する責任を負う
放棄	相続の効果を全面的に拒否する意思表示（初めから相続人でなかったことになる） ^{※3・4}	

6. 遺留分

- (1) 遺留分権利者 兄弟姉妹以外の法定相続人 ●7-41-④、13-35-④
- (2) 遺留分割合 相続分の1/2（ただし、直系尊属のみが相続人の場合は、相続分の1/3）
- (3) 遺留分侵害 遺留分を侵害する遺言も有効だが、遺留分侵害額請求の対象となる。